

【1994年7月25日】入院時食事医療費の標準負担額に関する事項・移送費の支給に関する事項・拠出金による事業の実施に関する事項について（諮問・答申の概要）

厚生省老人保健福祉局

老人保健審議会の諮問・答申の概要

平成6年7月25日

厚生省老人保健福祉局

「健康保険法等の一部を改正する法律」によって改正された老人保健法の施行に必要な事項について、本日老人保健審議会に下記のとおり諮問を行ったところ、諮問案通り了承された。

厚生省としては、この答申を受けて、必要な政省令等を整備していくこととしている。

1. 入院時食事療養費の標準負担額に関する事項

(1) 低所得者の範囲

市町村民税非課税の者

標準負担額の減額を受けなければ生活保護法の規定による要保護者となる者

(2) 平成8年9月までの低所得者に係る標準負担額を以下のとおりとすること

低所得者	入院3か月まで	450円
	入院4か月以降	300円
低所得者世帯の老齢福祉年金受給者		200円

一般については、法律で平成8年9月までの間600円と規定されている

2. 付添看護に係る経過措置に関する事項

平成7年度末までに付添看護を解消することが原則

ただし、平成8年度以降の例外的な措置として、以下の要件に該当するとして、都道府県知事の承認を受けた医療機関については、解消計画が終了する日まで付添看護を認める

1年6月以内の解消計画を策定していること

当該解消計画を平成7年度末までに都道府県知事に届け出て、適正に実施していること

3. 移送費の支給に関する事項

移送費の支給要件及び支給額の算定方法について定める

4. 拠出金による事業の実施に関する事項

(1) 拠出金による事業の内容は、以下に掲げる事業に対する補助とすること

老人保健施設整備事業

老人訪問看護ステーション施設整備事業

家庭における療養を支援する事業であって厚生大臣が定めるもの

(2)(1) の厚生大臣が定める事業として、福祉用具普及モデル事業を定めること

(3) 拠出率を 0.48% とすること

健康保険法等の一部を改正する法律に係る国会修正

修正内容（改正法の附則。一部は厚生大臣告示事項）

1. 入院時の食事の一部負担について、平成 8 年 9 月末までの 2 年間の経過措置を設ける。
2. 低所得者の長期入院の患者に係る食事負担について、軽減措置を講じる。
3. 施行後 3 年を目途とした給付と費用負担の在り方等に関する検討の規定を設ける。

入院時の食事に係る標準負担額

一般		政府案 平成 6 年 10 月～	国会修正等による経過措置 平成 6 年 10 月～8 年 9 月
		800 円	600 円
低所得者 (市町村民税非課税世帯等)	3 ヶ月目までの入院	660 円	450 円
	4 ヶ月目以降の入院		300 円
市町村民税非課税世帯等の老齢福祉年金受給権者		300 円	200 円

注 1) 法律には一般の場合の経過措置の金額（600 円）を規定。他は告示事項。

- 2) 平成 8 年 10 月から法律の本則に戻る（その際、低所得者の 4 ヶ月目以降の入院については、500 円とする。）。

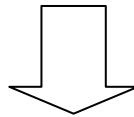
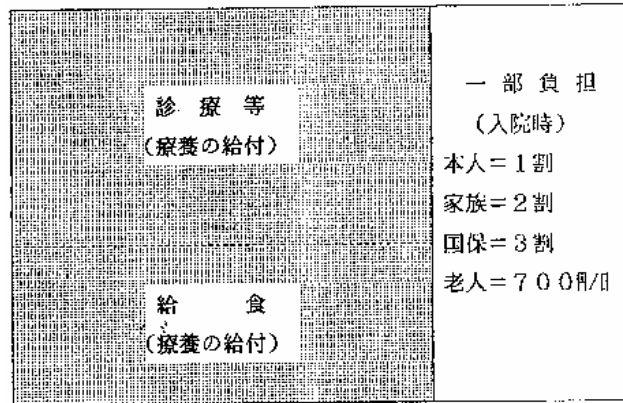
施行後 3 年を目途とした検討規定（改正法附則第 66 条）

『医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、

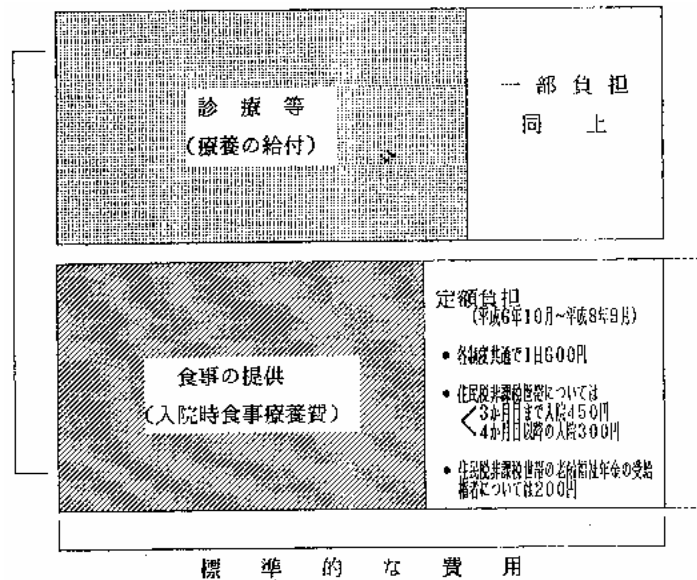
入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関して検討が加えられるべきものとする。』

入院時の食事に係る給付の見直し

(現行)



(改正後)



老人保健法(抄)

昭和五十七年八月十七日 法律第八十号

(入院時食事療養費)

第三十一条の二

市町村長は、老人医療受給対象者が、保険医療機関等(薬局を除く。以下この条において同じ。)のうち自己の選定するものについて第十七条第一項第五号に掲げる給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、その者に対し、入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が、現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)から、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生大臣が定める額(所得の状況その他の事情をしん酌して厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額とする。以下「標準負担額」という。)を控除した額とする。

3~10(略)

健康保険法等の一部を改正する法律(抄)

平成六年六月二十九日法律第五十六号

附則

第二十二條 (略)

2 新老健法第三十一条の二第二項に規定する標準負担額は、同項の規定にかかわらず、平成八年九月三十日までの間、六百元(同項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)とする。

改正法附則において平成8年度以降付添看護が認められる経過措置の要件等について

【経過措置の条文】

平成8年3月31日(付添看護の状況その他の事情を勘案し、厚生省令で定める要件に該当する病院又は診療所として都道府県知事の承認を受けたものにおける付添看護については、その日後厚生省令で定める日)までの間〔付添看護に係る医療費が支給できる。〕

【経過措置の枠組み】

付添看護に係る医療費が支給される医療機関の厚生省令で定める承認要件

計画開始の日から1年6月以内に付添看護を解消する計画(以下「解消計画」とい

う。)を策定していること。

当該解消計画を平成 8 年 3 月 31 日までに都道府県知事に届け出て、当該解消計画を適正に実施していること。

厚生省令で定める日

解消計画の終了の日まで

【基本的な考え方】

1 7 年度末までに付添看護を解消することが原則

8 年度以降の付添看護は改正法附則により例外的な措置と位置付けられており、個別の医療機関ごとの承認制度の下、適切な指導・監督が行われることとなる。

2 7 年度末までに付添看護の解消が計画的に進められるよう、中医協の諮問・答申を踏まえ、診療報酬上、特別介護料、病院に対する解消計画加算等の措置を講ずる。

3 施行日である 10 月 1 日の段階で 7 年度末までの診療報酬上の措置、経過措置の対象となる医療機関の枠組みを示すことにより、また、病院については、診療報酬上の解消計画と経過措置との関係を明確にし、計画的な解消に資することとする。

健康保険法等の一部を改正する法律（抄）

平成六年六月二十九日法律第五十六号

附則

第二十二條

厚生大臣の定める病院又は診療所（新健保法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関を除く。）において、第四条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老健法」という。）第十七条第一項第五号に掲げる給付を受ける老人医療受給対象者（厚生大臣の定める状態にある者に限る。）が、当該病院又は診療所の従業者以外の者が提供する看護（以下この条において「付添看護」という。）を受けたときは、平成八年三月三十一日（付添看護の状況その他事情を勘案し、厚生省令で定める用件に該当する病院又は診療所として都道府県知事の承認を受けたものにおける付添看護については、その日後厚生省令で定める日）までの間、当該付添看護を新老健法第三十二条第一項に規定する医療とみなして同項の規定を適用する。

2 （略）

移送費について

1 支給要件

次のいずれにも該当すると市町村長が認めた場合に移送費を支給する。

移送の目的である給付が医療として適切であること。

患者が当該給付の原因である負傷、疾病により移動困難であること。

緊急その他やむを得ないこと。

2 支給額

移送費の額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の旅費により算定した額（その額が現に当該移送に要した費用の額を超えるときは、当該現に移送に要した費由の額）とすること。

医師、看護婦等の付添人が同乗した場合のその人件費等は、医療費として支給する。

* 移送費の1件あたり支給状況

年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度
金額	34千円	43千円	43千円	41千円	46千円	45千円

(参考)

健保	43千円	44千円	52千円	50千円	51千円	32千円
----	------	------	------	------	------	------

老人保健法（抄）

昭和五十七年八月十七日法律第八十号

(移送費の支給)

第四十六条の五の四

市町村長は、老人医療受給対象者が医療（特定療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、その者に対し、移送費として、厚生省令で定めるところにより算定した額を支給する。

拠出金による老人保健施設整備等の実施について

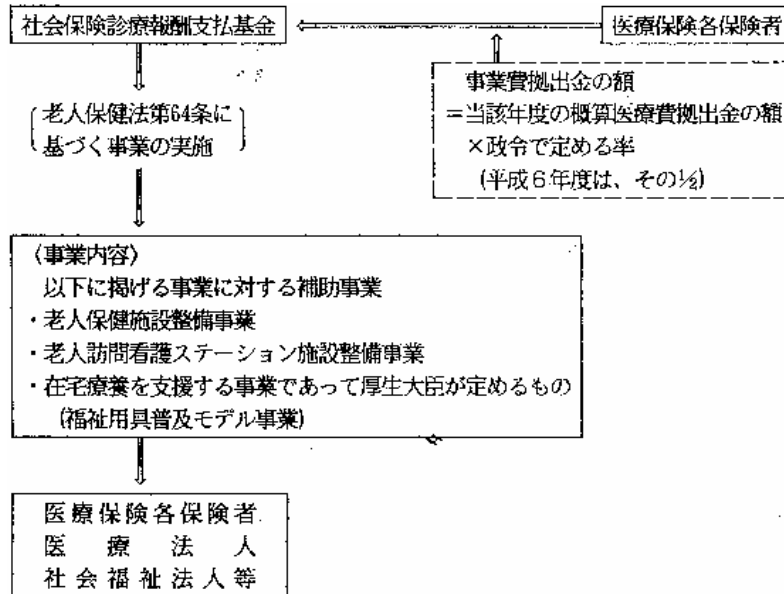
1 趣旨等

在宅療養を推進するとともに、老人医療費の中長期的安定を図る観点から、老人保健法第64条に基づいて社会保険診療報酬支払基金が行う事業として、医療保険各保険者が

らの拠出金による老人保健施設の整備、老人訪問看護ステーションの整備等を行う事業（以下「拠出金事業」という。）を実施する。

なお、拠出金事業は、高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）の推進とあわせ、平成 11 年度まで実施するものとする。

2 事業の概要



3 実施時期 平成 6 年 10 月 1 日

拠出金事業の概要について

1 老人保健施設整備事業

(1) 交付対象者

医療保険各保険者、医療法人、社会福祉法人等（老人保健法の規定により老人保健施設を開設することができる者（国を除く。））

(2) 補助対象事業（定額補助）

整備促進事業（補助額...2,500万円）

老人保健施設の整備を促進するために、その創設に対して補助を行う。

政策支援事業

施設の偏在解消や施設の特質に応じた整備等を支援するために行う。

（例）大都市加算、過疎地加算、痴呆加算、病床転換加算、保険者特例など

（参考）現在の整備状況...983施設、88,828床（平成6年3月末現在）

2 老人訪問看護ステーション施設整備事業

(1) 交付対象者

医療保険各保険者、医療法人、社会福祉法人等（老人保健法の規定により指定老人訪問看護事業者としての指定を受けることができる者（国を除く。））

(2) 補助対象事業（補助率 1 / 2）

施設整備事業（補助額上限...400 万円）

設備整備事業（補助額上限...150 万円）

（参考）現在の整備状況...424 施設（平成 6 年 4 月末現在）

3 福祉用具普及モデル事業

(1) 事業の実施者

財団法人テクノエイド協会（福祉用具法の指定法人）

(2) 事業概要

財団法人テクノエイド協会が指定する介護実習・普及センター、保険者、医療機関等において、在宅療養中の老人医療受給対象者に対し、福祉用具に関する助言、相談等を行い、その在り方を研究するとともに、福祉用具のレンタル又は購入に要する費用を助成する。

(3) その他

財団法人テクノエイド協会に企画運営委員会を設置

保険者、労使の代表者、社会保険診療報酬支払基金等により構成
対象となる福祉用具

特殊寝台、車いす、移動用リフト、エアーマット等

実施期間 平成 6 年 10 月 1 日から 3 年間を目途に実施

拠出金事業に係る拠出率等について

1 拠出金事業に係る拠出率

= 0.48%

2 平成 6 年度の拠出金事業の額

= 51,737 億円 \times 1 / 2 \times 0.48%

（平成 6 年度の概算医療費拠出金の額）

= 124 億円

（満年度ベースで 248 億円）

3 拠出金事業の種類と所要額内訳（平成 6 年度分）

(1) 老人保健施設の整備に対する補助事業	109 億円
(2) 老人訪問看護ステーションの整備に対する補助事業	5 億円
(3) 福祉用具普及モデル事業に対する補助事業	10 億円
	124 億円

老人保健法（抄）

昭和五十七年八月十七日法律第八十号

附則

（ 拠出金の徴収及び納付義務に関する特例 ）

第三条

基金は、平成十二年三月三十一日までの間、第五十三条第一項に規定する拠出金のほか、第六十四条第二項に規定する業務のうち政令で定めるもの及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から、事業費拠出金及び事務費拠出金を徴収するものとする。

- 2 前項の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 保険者は、事業費拠出金及び事務費拠出金を納付する義務を負う。

第四条

前条第一項の規定により各保険者から徴収する事業費拠出金の額は、第五十五条第一項の規定により算定された概算医療費拠出金の額（平成六年度にあつては、その二分の一の額とする。）に、保健事業の実施状況、各医療保険の運営の状況、医療費拠出金の額の動向等を勘案して政令で定める率を乗じて得た額とする。

- 2 前項の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。